

公立大学法人山陽小野田市立  
山口東京理科大学

# 年 度 計 画

【令和3年4月から令和4年3月】

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

# 目 次

I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	2
3 研究に関する目標を達成するための措置	4
II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置	
1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化	4
2 産業界との連携	5
3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮	5
4 学生の地元定着	5
III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	6
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	7
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	8
4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	8
IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	9
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	9
3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置	9
V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 自己点検、評価を実施する体制の整備	9
2 自己点検、評価の内容、方法の充実	9
3 評価結果の公表	10
VI. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	10
2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置	10
3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置	10
VII. 予算、収支計画及び資金計画	11
VIII. 短期借入金の限度額	12
IX. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	12
X. 剰余金の使途	12
XI. 積立金の使途	12
○ 参考資料【用語の解説】	13

中期計画	令和3年度計画	成果指標
<b>I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実</b>		
<p>① 教育課程編成方針等の明確化</p> <p>確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針を明確に定め実践する。</p>	<p>1. 学生が身に付けるべき資質・能力を明確にした学位授与の方針に基づき、教育内容、教育方法、学修成果の評価方法、学修成果に対する評価の方針を明確にし、学修成果の可視化を向上する。</p> <p>2. 次期中期計画に向けて学位の授与方針、教育課程の編成方針、履修系統図、入学者受入方針等の見直しを行う。</p>	<p>第3者評価の際の基礎資料とし指摘事項0を目指す。また、評価についても透明性を確保し、全者納得のいくガイドライン等の作成を行う。最後に学生個人個人の学習状況を把握し、それを基に有効な教育環境を提供する。</p>
<p>② 教育方法の工夫・開発</p> <p>講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。</p>	<p>3. グループ・ディスカッション、グループ・ワーク、問題解決学習、調査学習、ディベート等、能動的な学修への参加（アクティブ・ラーニング）を促す教育方法を取り入れた授業科目の割合を増やし、教育の質的な転換を図る。</p>	<p>アクティブ・ラーニング実施率：15%以上</p>
<p>③ 教養科目の体系化</p> <p>現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、その効果を測定するために TOEIC を利用する。</p>	<p>4. オンライン授業の映像や教材を一過性に留めるのではなく、将来的に能動的学習の手法として活用できるように図る。</p>	<p>オンライン教育とアクティブ・ラーニングの併用で実施する授業：1科目以上開講</p>
<p>5. TOEIC 対策講座の内容を検討し、受講者全体のスコア向上を図る。</p>	<p>6. 英語力診断テスト VELC (Visualizing English Language Competency Test) を利用し、学生のコミュニケーション能力を測定し、学生の学修成果を客観的に測定する。</p>	<p>TOEIC 対策初級講座：30名以上参加、中級講座：30名以上参加</p> <p>VELC の実施回数：4回以上</p>
<p>7. 文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」に申請を行う。また、工学系大学数学統一試験 EMaT を利用し、学生の学修成果を客観的に測定する。</p>	<p>8. 人文科学、社会科学、自然科学、健康科学に芸術を加え、教養教育（リベラルアーツ）の充実化を図る。</p>	

中期計画	令和3年度計画	成果指標
④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の視線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。	9. 学部生について、英語教育に関する各種の講座の開講と運営を支援する。大学院生については、国際学会への参加を促進するため、学会参加費を補助する。	英語教育に関する講座等のサポート(TOEIC講座やイングリッシュカフェ、TOEIC受験等)、国際学会参加費補助の8件以上の採択
	10. 海外留学における経済的支援として、経済的理由により修学が困難であり、かつ学業成績が良好であると認められる学生に10万円を上限に給付を行う。	海外留学奨学金説明会の実施回数：1回以上
<b>(2) 教員の教育能力向上の推進</b>		
大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修(FD活動)を計画的に実施する。	11. 学修者本位の教育の実現、デジタルを活用した教育の加速、新任教員教育セミナー等、年間を通じた教員の組織的な研修(ファカルティ・ディベロップメント：FD)のテーマを設定し、計画的に実施する。	テーマに沿ったFD研修の実施回数：2回以上
<b>(3) 学生の受入れに関する方針の明示</b>		
入学者に求める能力、適性等を入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。	12. 入学試験要項及び学生募集要項に、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、入学者に求める能力・適性等に沿い、総合型選抜等多様な入試制度を導入する。	工学部志願者：1,000人以上、薬学部志願者：600人以上、工学研究科志願者：35人以上
	13. 入学試験実施要項、入試問題作成要項、入試問題点検要項、採点要項を作成し適切に実施・点検を行う。	問題訂正の発生件数：0件
<b>2 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 多様なニーズに対応した支援</b>		
① 経済的理由や罹災等で就学が困難な学生に対する授業料減免制度や大学独自の奨学金制度等の仕組みを構築する。	14. 経済的理由等により就学が困難な学生に対する授業料減免制度、罹災等で就学が困難な学生に対する入学金免除制度を適切に運用する。	
	15. 大学独自の奨学金として特待生奨学金の給付、大学院博士後期課程授業料半額免除制度、大学院入学金減免制度を適切に運用する。	
② 学生の主体的な課外活動を運営、財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進する。また、学生自治会、教育後援会及び同窓会との協力体制を整備する。	16. バスのフリーパスの導入に伴い、行動範囲が広がった学生に対して、広くボランティア活動の募集及び財政的な支援を行い地域貢献による社会性の涵養を図る。	ボランティアの募集件数：40件以上
	17. 学生の保証人に対し大学教育への理解を深めていただくために、保証人懇談会を実施する。	保証人懇談会の実施回数：1回以上
	18. 学生の主体的な課外活動に対して財政的な支援をしている教育後援会に対し、学友会による活動報告会を実施する。	学友会活動報告会の実施回数：1回以上

中期計画	令和3年度計画	成果指標
③ 学生の健康相談、心的支援及び生活相談等を行う体制を整備し、担任教員制度を活用して問題を抱える学生や留学生及び障がいを持つ学生への支援を行う。	19. 新入学生及び留学生の「ピアサポート」の内容を充実し、参加者数の向上を図る。	ピアサポートへの参加者を前年度に比して2割以上増加
	20. 助教が個別学習支援を行う「学習サポート教室」の内容を充実して、参加者数の向上を図る。	学習サポート教室への参加者を前年度に比して2割以上増加
	21. 学生の健康相談及び生活相談として、臨床心理士及び心療内科医による学生相談を実施する。	臨床心理士による学生相談回数:週4回以上、心療内科医による学生相談:月1回以上
	22. 担任教員制度を生かし、学生部、教務課、保健室、学生相談室と連携して、学生支援を行う。	
<b>(2) キャリア支援の充実</b>		
① キャリア支援センターと学部・研究科が連携し、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成全般について支援するとともに、市内企業及び県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組みを強化する。	23. 山口県内の地元企業の魅力について学生の理解を深めるため、県内企業の見学、セミナーを実施する。また、インターンシップ参加の促進を図る。	見学会、セミナー、インターンシップガイダンスの実施回数:1回以上
	24. 山口県内の医薬品製造所の魅力について学生の理解を深めるため、山口県及び山口県製薬工業協会と連携し、県内医薬品製造所の見学、セミナーを実施する。また、インターンシップの促進を図る。	見学会・セミナー・インターンシップガイダンスの実施回数:1回以上
	25. 山口県及び山口県製薬工業協会と連携し、学生に対しGMP (Good Manufacturing Practice: 医薬品製造品質管理) に関する講座を実施する。	GMPカレッジの実施: ワークショップ1回以上、工場見学2回以上
② 教員採用試験、公務員採用試験及び国家資格試験等の特別講座を開講し、各試験の合格率を高める取組みを実施する。	26. 外部講師による教員採用試験対策講座の受講料及び学内で実施する模擬試験の受験料に対して助成を行う。	受講料又は受験料の助成1名以上、模擬試験の実施1回以上
	27. 公務員採用試験対策講座を開講し、公務員採用に向けた学内説明会を開催するとともに、公務員試験合格率の向上を図る。	公務員採用試験対策講座の実施回数:1回以上
③ 県内企業に対して、本学が主催する企業面談会への参加や本学内の会社説明会等の開催を実施することにより、県内就職を希望する学生と企業のマッチングの機会の拡大を図る。	28. 主に県内に立地する企業を本学に招いた学内合同企業研究セミナーを実施する。	学内合同企業研究セミナーの実施回数:2回以上

中期計画	令和3年度計画	成果指標
<b>3 研究に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 研究活動の活性化</b>		
① 産学官連携の研究プロジェクトの検討、企画を行う。	29. 山陽小野田市や商工会議所と連携し、産学官による研究プロジェクト事業を活性化させ、研究成果を地域産業界や地域社会に還元する。	支援事業者：1件以上
	30. 山陽小野田市内の病院や薬局等地域の医療機関と連携し、本学教員の研究成果と地域医療機関との共同研究などのマッチングに努める。	地域医療機関との連携：1件以上
② 研究活動の主体である大学院生の入学者増加を図り、全ての研究室に大学院生が在籍することを目指す。	31. 大学院への進学を意識させるよう講義又は卒業研究で周知を図る。	工学研究科修士課程の入学者15名以上、博士後期課程の入学者3名以上
	32. 大学院保護者説明会を開催し、大学院で学ぶことの意義と生涯にわたるメリットを紹介する。本学のみならず他大学にも本学の大学院進学への支援制度をアピールする。	
<b>(2) 研究成果の集積と公表</b>		
地域産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマ及び国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果を挙げる上で最も有効な体制を検討する。	33. 研究推進機構において、地域課題の解決による地域産業の振興等への貢献を目的として、市内の公的機関、公共的団体等から研究課題を募集し、本学の教員が研究活動を行う「地域課題解決研究事業」を実施する。	地域課題への取組件数：応募課題の8割以上
	34. 本学教職員による総説、原著論文、研究テーマ等を集積した紀要を発刊し公表する。	
<b>(3) 学術交流の促進</b>		
国内外の大学や研究機関との交流、共同研究の拡大を図る。	35. 国際交流推進機構において、若手研究者国際学会派遣事業、3ヶ月以上の期間海外に派遣する在外研究員、国際学会開催参加費助成、外国人教員等を本学に招聘する事業等を行い、国内外の大学や研究機関との交流及び研究活動を支援する。	本学教員が行う交流、研究活動支援件数：1件以上
<b>(4) 研究倫理の徹底</b>		
研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みを構築する。	36. 府省の定める指針等を遵守するため、研究活動に係る不正防止対策を講じ、健全な研究環境を確保する。	研究活動に係る不正防止研修会の実施：1回以上
<b>II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化</b>		
① 「地域連携センターの生涯学習部門及び地域連携室を中心に地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。	37. 市民の方に本学の教育研究活動に対する理解や関心を深めていただくため「大学開放イベント」を実施する。	大学開放イベントの実施：1回以上

中期計画	令和3年度計画	成果指標
② 講演会、研修会、教育・教養講座及び中高教員向教育等を計画、実施する。	38. 山陽小野田市と連携し、疾患予防・健康増進に関する健康に関する市民講座を開催し、市民の健康寿命の延伸に貢献する。	市民講座の実施:1回以上
	39. ニーズに応じた実践的なリカレント教育講座等を開催する。	リカレントセミナーの実施:1回以上
③ 地域の技術力向上の支援(技術相談、企業教育支援、専門家派遣、人材の供給等)を行う。	40. 技術相談等の情報交換の機会を設け、大学のシーズと企業の技術ニーズのマッチングを支援する。	技術相談等による技術マッチング件数:1件以上
④ 学生向けの地域教育の推進及び地域活動の支援(大学施設・設備の提供、教員知識の活用等)を行う。	41. 産学官連携による学生寮(LABV方式)を設置することで、学生の地域活動を推進するとともに地域社会の活性化に貢献する。	LABV 協議への参加
⑤ 地元小中高への出前授業や実験体験、市民への大学開放を実施する。	42. 大学の授業を一般市民に開放する「大学開放授業」を開講し、市民が生涯にわたって行う学習活動を行う場として大学を開放する。	大学開放授業の開講:2回以上
	43. 生涯学習プログラムの企画・実施を行い、生涯学習パンフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに県内各施設に配架する。	生涯学習プログラムの実施:1回以上
<b>2 産業界との連携</b>		
① 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図り、支援する仕組みを構築する。	44. 本学教員の研究成果を広く地域に知ってもらい、社会貢献を推進するため、大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図る産学連携コーディネーターによる市内企業訪問を実施する。	県内・市内企業との新規共同研究又は受託研究数2件以上
② 研究連携、シンポジウム、セミナー及び研究成果の活用促進等大学の外に向けた活動を活性化させる。	45. 共同研究の実施件数、受託研究の委託件数、特許の出願件数の増加を目指す。また、地元企業と、共同研究及び受託研究等の推進、研究者や技術者の人的交流等に取り組む。	地元企業との包括連携協定の締結:1件以上
<b>3 政策形成等にご貢献するシンクタンク機能の発揮</b>		
地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会、審議会に参加する。	46. 地方自治体や地域民間団体の審議会及び委員会に委員として参加し、産学官の連携を推進する。	地方自治体や地域民間団体の審議会等委員への就任:依頼件数の8割以上の参画
<b>4 学生の地元定着</b>		
<b>(1) 入学者に占める県内学生割合の向上</b>		
入学者選抜の適正な実施に留意しつつ、入学者に占める県内出身者の割合を高めていく。	47. 学校推薦型選抜において指定校推薦を導入し市内及び県内の高校を選定し、市内及び県内出身者の入学者増加を図る。また、指定校推薦以外に一般推薦の県内枠を設けて県外学生との差別化を図り、県内出身者の割合を高める。	入学者に占める県内出身者の割合:25%以上

中期計画	令和3年度計画	成果指標
<b>(2) 県内就職割合の向上</b>		
大学を卒業し、県内に就職する者の割合を高めていく。	48. 山口県インターンシップ推進協議会との連携を強化し、特に低学年及び県内出身者の県内企業インターンシップの参加率を高める。	卒業者に占める県内就職者の割合：30%以上
<b>Ⅲ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 業務執行体制の強化</b>		
① 理事長、学長を中心とした運営体制の構築 経営審議会、教育研究審議会、教授総会、研究科会議等の管理運営と教育研究の緊密な運営体制を構築する。	49. 理事会、担当理事制、副学長制を活かし、管理運営と教育研究の緊密な運営を行い、総合戦略会議を活用した教学マネジメント体制の強化を図る。	総合戦略会議の開催：10回以上
② 簡素で機能的な組織の編成 運営組織の目的や業務内容の見直しを定期的に行い、簡素で効率的な組織を構築する。	50. 事務局の部・課・係の組織編成の見直しを図り、簡素で効率的な運営組織を構築する。	
<b>(2) 人材育成の強化</b>		
① 適切な人事評価制度の確立 教員の能力、意欲、業績及び大学運営への貢献度が自己の処遇に適切に反映される多面的な人事評価制度を確立する。	51. 教育職員に係る業績評価の実施に関する規程に基づき、教員の業績評価を実施する。	
	52. 女性活躍推進行動計画に基づき、女性教員の増加を図るため、女性限定の教員公募採用を行う。	
② 計画的な職員の採用と配置 大学事務における専門性を強化するため、職員人事計画を策定し、業務内容に応じた適材適所配置と人材確保を行う。	53. 事務局人材育成基本方針、事務職員人事評価実施要領に基づき、能力評価及び業績評価を実施し、事務職員の適材適所配置を行う。	
③ 事務職員の職能開発 管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。	54. 事務職員研修実施計画に基づき、階層別研修、業務別研修、OJT、中期計画及び年度計画に関する研修等を行う。	
<b>(3) 地域に開かれた大学づくりの推進</b>		
① 大学に関する情報の積極的な提供 多様な広報の手段や機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすと共に、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。	55. オンラインオープンキャンパスやメディア等を活用し本学に来校できない受験者に対しても広く広報活動を行う。また、県内枠の指定校推薦等を導入し、市内及び県内高校との連携を深め、前年度を上回る志願者を獲得する。	
	56. ホームページのリニューアルを行い、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。	

中期計画	令和3年度計画	成果指標
② 外部有識者が大学運営に参画する仕組みの充実 理事、経営審議会、教育研究審議会の委員等に外部有識者を委嘱し、大学運営に参画する体制を構築する。	57. 理事、経営審議会委員、教育研究審議会委員に外部有識者、学識経験者を委嘱し、大学運営の中立性、透明性が担保されるよう配慮する。	
③ 初等中等教育への支援 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。	58. 山陽小野田市内の小・中学校対象に「ほんものの科学体験講座」などの初等中等向けの教育プログラムを実施する。	初等中等向けの教育プログラムの実施:1件以上実施
<b>(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進</b>		
① 自己点検評価及び外部監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な仕組みを構築する。	59. 自己点検評価、内部監査を実施し、大学運営の改善・向上につなげるよう適切に機能させる。	内部監査の実施回数:1回以上
	60. 学長業績評価実施要項に基づき、委員の半数以上が学外者で構成される学長選考会議により、学長の業績評価を実施する。	
② 監査法人等が行う外部監査の仕組みを構築する。	61. 監事監査を実施し、業務運営の改善に向けた継続的な取り組みを推進する。	監事監査の実施回数:1回以上
<b>(5) 他の教育機関等との連携</b>		
① 東京理科大学と姉妹校協定を締結し、教育研究、産学連携、人材育成及び職員の人事交流等を継続する。	62. 東京理科大学との姉妹校協定に基づき、東京理科大学への特別編入学制度、大学院特別推薦入学制度等を継続する。	
② 公立大学協会加盟校や中四国支部大学と連携する。	63. 中国・四国地区の公立大学と大学運営及び教育研究に関する勉強会及び情報交換を実施する。また、公立大学法人等運営事務研究会、公立大学協会薬学部会に参加し実務的な課題解決に向けた連携を推進する。	
<b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 教育組織の見直し</b>		
自己点検評価や外部評価等を踏まえ、学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行う。	64. 工学教育の質を保証するために、技術者教育プログラムの第三者評価機関である日本技術者教育認定機構(JABEE)の基準に基づき、工学教育の学科自己点検・評価を行う。	機械、電気、応用化学3学科各教員の専門領域と研究業績に基づき科目内容を改善する。
	65. 薬学教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの第三者評価機関である薬学教育評価機構(JABPE)の基準に基づき、薬学教育の学科自己点検・評価を行う。	

中期計画	令和3年度計画	成果指標
<b>(2) 薬学部の設置</b>		
平成30年4月に現在の校地内に薬学部を開設する。	66. 4年次の2月から始まる薬学実務実習に向け、「白衣授与式」を行い、医療の現場に赴き、人々の生命に関わる仕事をするという自覚をうながす。	
	67. 薬学共用試験を適切に行い、薬学生が実務実習を行うために必要な知識、態度が、一定の基準に達しているかコンピュータを使って客観的に評価するCBT (Computer-Based Testing)、模擬患者が参画する客観的臨床能力試験であるOSCE (Objective Structured Clinical Examination) を実施する。	
	68. 薬学部の教育・研究年報を作成し、研究・教育活動及びその自己評価を、広く社会に向けて公開、報告する。	
<b>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立</b>		
外部研究費の獲得件数の増等、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みを構築する。	69. 科学研究費補助金の申請説明会を開催し、科研費応募資格保有者による科学研究費補助金の申請率と採択率の増加を目指す。	科学研究費補助金の申請率が科研費応募資格保有者の75%以上
<b>(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築</b>		
① 教育職員の人事制度、採用方針及び計画等を取りまとめる教員人事委員会を設置し、全学的な視点に立った制度を構築する。	70. 教員人事委員会において教員人事取扱要項に基づき、大学院及び学部の人事制度、採用方針及び採用計画を取りまとめる。	
② 事務職員の適正な定数管理のもと、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。	71. 事務職員の自己申告制度を活用し、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。また、障がい者活躍推進計画、一般事業主行動計画に基づき、定数管理を含め人材を効果的に配置する。	
<b>4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置</b>		
(1) 外部委託の活用、情報化の推進等、業務の効率化を行う。	72. 学生アパート紹介業務、学生宿舎の管理、客員宿舎の管理、生命科学研究施設の管理運営、清掃業務、警備業務等について外部委託を活用し、業務の効率化を行う。	
(2) 学内の各種データや業務手順書等をデータベースとして一元化する。	73. 学内に蓄積している情報のデジタルデータ化を推進し、学生の学習の過程や成果などの記録や作品を集積するポートフォリオの機能を学習管理システムLMS (Learning Management System) に付加・一元化する。LMSに蓄積された情報は、学習情報と教育資産の共通基盤とする。	

中期計画	令和3年度計画	成果指標
<b>IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>(1) 授業料学生納付金</b>		
大学院の入学定員増を行い、学生納付金の安定的確保を図る。	74. 定員増の申請の根拠と成り得るだけの修士課程進学者数を確保する。令和3年度は35名以上の志願者を確保する。	志願者35名以上
<b>(2) 外部資金等の積極的導入</b>		
研究助成金や競争的研究資金の採択率を高めるための措置を講じる。	75. 外部資金及び競争的資金獲得に向けた研修会を開催する。	外部資金及び競争的資金の獲得に向けた研修会の実施：1回以上
<b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b>		
中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を行う。	76. 個人研究費により取り組んだ研究題目、研究概要、研究発表及び研究成果物を「個人研究費研究経過・成果報告書」にて学長に報告することで、厳格な予算執行を行う。	
<b>3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置</b>		
① 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査し、その結果に基づき、施設設備の運用改善、有効活用を図る。	77. キャンパスマスタープランを計画的に実現し、経営的視点に立って建築物等のファシリティを有効・適切に計画・運営・管理を行う。	
② 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため、適切かつ計画的な保守・管理を行う。	78. 学術研究全般を支えるコンピュータ、ネットワーク等の学術情報システムの中長期的な整備計画であるITマスタープランを作成し、優先順位を付して計画的な整備及び保守・管理を行う。	
	79. 電子化を含めた学術情報基盤としての大学図書館の中長期的な整備計画を作成する。	
<b>V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>		
<b>1 自己点検、評価を実施する体制の整備</b>		
加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って、自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。	80. 大学教育質保証・評価センターの評価基準と評価項目に沿って、自己点検・評価を実施する。また、中期計画の目標達成状況の自己評価を行う。	
<b>2 自己点検、評価の内容、方法の充実</b>		
具体的に設定された指標や達成水準に基づいた自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映させる。	81. 日本技術者教育認定機構(JABEE)から認定された6年間の専門分野別認証評価を維持するため工学教育の自己点検・評価に取り組む。	

中期計画	令和3年度計画	成果指標
<b>3 評価結果の公表</b>		
自己点検、評価の結果については要約した資料を公表する。	82. 年度計画に対する自己点検評価の結果、公立大学法人評価委員会による第三者評価の結果、環境理念・環境方針に基づく活動報告、地域連携・社会貢献に関する活動報告等を大学ホームページに掲載する。	
<b>VI. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</b>		
<b>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置</b>		
良好な教育研究活動環境を維持するため、既存施設の修繕計画や新たな施設設備及び実験機器の整備計画を策定する。	83. キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき、総合劣化度と施設重要度による保全優先度を付し、施設等の修繕及び整備を行う。	
<b>2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置</b>		
学校保健法及び労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を確保し、学生や教職員の健康保全及び安全衛生に努める。	84. 研究室及び実験室の作業環境測定（年2回）と法律に基づいた健康診断の結果から、必要な対応・対策を講じ、学生及び教職員の健康保全及び労働安全に努める。	
	85. 薬品管理システムを適切に運用し、薬品と高圧ガスを適切に登録する。	
<b>3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置</b>		
研究費を適正に使用し法令の遵守に努める。また、危機管理体制を整備するとともに、学生、教職員に対し防災訓練等を定期的に行う。	86. 学生及び教職員を対象に防災訓練及び普通救命講習を実施する。また、消防計画の更新、BCP事業継続計画（Business Continuity Planning）の策定、防災マニュアル等の更新を行う。	
	87. 研究費の使用に関して、コンプライアンス教育及びそれに係る啓発活動を実施し、公的研究費の不正使用を未然に防ぐ体制を構築する。また、産学連携活動を適切に管理するため、管理体制を強化し、利益相反マネジメントを実施する。	利益相反自己申告書の実施：1回

令和3年度計画

Ⅶ. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,646
施設費	0
授業料等及び入学検定料収入	784
雑収入	11
受託研究費等収入の外部資金	55
国庫補助金等収入	103
その他	320
計	2,919

区 分	金 額
支出	
人件費	1,464
教育研究経費	609
受託研究費等	55
一般管理費	790
その他	1
計	2,919

2 収支計画（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2,661
経常費用	2,661
業務費	2,103
教育研究経費	584
受託研究費等	55
人件費	1,464
一般管理費	446
財務費用	112
雑損	0
減価償却費	112
臨時損失	0
収入の部	2,661
経常収益	2,661
運営費交付金収益	1,601
授業料等収益	779
補助金等収益	103
受託研究費等収益	55
雑益	11
資産見返運営費交付金等戻入	74
資産見返物品受贈額戻入	38
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

**3 資金計画（単位：百万円）**

区 分	金 額
資金支出	3,988
業務活動による支出	2,545
投資活動による支出	370
財務活動による支出	4
翌年度への繰越金	1,069
資金流入	3,988
業務活動による収入	2,919
運営費交付金による収入	1,646
授業料等及び入学検定料による収入	784
補助金による収入	103
受託研究費等による収入	55
その他の収入	331
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度繰越金	1,069

**令和3年度計画****VII. 短期借入金の限度額****1 短期借入金の限度額**

2億円

**2 想定される理由**

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

**VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

なし

**IX. 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てる。

**X. 積立金の使途**

教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

## ○参考資料【用語の解説】

### ●学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（p1）

学位授与に関する基本的な考え方について、各大学等が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。機構の認証評価では、同方針について明確に定めそれに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され有効なものとなっているかを評価する。

### ●教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）（p1）

教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたもの。この方針の策定に当たっては、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について留意することが必要である。

### ●入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）（p1）

各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。

### ●学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）（p1）

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。個々の授業科目においては、学内の方針に基づき、成績評価の方法・基準などが学生便覧やシラバスに明示され、学生に周知されることが一般的である。

### ●履修系統図（p1）

学生が身につけることが期待される知識・技能・態度と授業科目との間の対応関係や学修の道筋を示した図の総称。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な履修を促す意図を持つ。カリキュラム・マップ、カリキュラム・チャートとも呼ばれる。

### ●アクティブ・ラーニング（p1）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

### ●教育プログラム（p1）

教育目的を達成するために体系的に編成された授業科目群（カリキュラム）、ならびに、その実施のための教育方法、学修成果の評価方法、教職員配置、教育環境など、計画的に設計された教育プロセス・環境の総称。この場合、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程を指す際に用いる「プログラム」あるいは「学位プログラム」を含むとともに、必ずしも学位にはつながらない短期的なコース、また、複数の高等教育機関が共同で開設する教育プログラムも含意する。

●FD (Faculty Development) 活動 (p2)

教員が授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の総称。大学設置基準第25条の3においてその活動が義務化されており、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。

●キャリア支援 (p3)

学生が自己の能力や適性、志望に応じて卒後の進路を主体的に選択し、社会的、職業的な自立を図るために必要な能力を培うために整備された大学内の支援体制。支援は教育課程やガイダンスの実施、就職に関する情報の収集・提供等を通じて行われる。大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学内の組織間の有機的な連携を図り、支援のための適切な体制を整えることが求められている。

●教学マネジメント (p6)

高等教育機関において、教育目標を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質の向上を図る、組織的な取組みを指す。教育を組織的かつ体系的に提供するためには、役割と責任が明確化されたガバナンス体制の下で、教育・学習の状況を管理することが必要とされる。

●SD (Staff Development) 活動 (p6)

大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組みの総称。

●他の教育機関等の連携 (大学間の連携) (p7)

設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間 (地域を含む) の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を行う取組を指す。

●自己点検、評価 (p9)

大学等が、自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点などを評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくという質保証の仕組み。学校教育法第109条において、その活動が義務化されており、高等教育の質保証は一義的に大学等自らが主体的に行うものという点が示されている。

●認証評価機関 (p9)

認証評価を実施する機関として文部科学大臣の認証を受けた評価機関。機関が文部科学大臣の認証を受けるためには、その評価基準、評価方法、実施体制などが文部科学大臣の定める認証基準に適合すると認められる必要がある。

出典：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
「高等教育に関する質保証関係用語集」